

## 資料 5

令和 3 年度秋季評議員会の開催都市について

令和 3 年度秋季評議員会の開催都市は  
千葉市（千葉県）とする。

# 総会開催要綱

昭和 52 年 3 月 31 日 理事会決定  
昭和 55 年 3 月 31 日 一部改正  
平成 23 年 2 月 4 日 一部改正

## (目的)

第 1 条 この要綱は、定款第 4 章に定める総会の運営を円滑に図ることを目的とする。

## (開催)

第 2 条 定時総会の開催都市は、別表に定める順序に基づき、当該地区協議会において決定する。ただし、特別の理由により、当該地区協議会以外の地区協議会が開催都市を決定する場合は、当該地区協議会と協議のうえ、理事会に諮り開催地区協議会の順番を繰り上げることができる。

## (議長)

第 3 条 総会の議長は、開催都市が指名した者とし、総会において選任する。

## (事務局)

第 4 条 総会の運営に関する事務は、その都度開催都市が本会事務局と協議して定めるものとする。

## (期日及び日程)

第 5 条 総会の期日及び日程は、定款第 15 条 2 項の規定に基づき、総会の議を経て開催都市が本会事務局と協議して定める。

## (会場)

第 6 条 総会の会場は、開催都市が本会事務局と協議して決定する。

## (委員の出席)

第 7 条 会長は、必要に応じ、定款第 39 条に定める委員会及び専門委員会委員を総会に出席させ、報告を求め、事情を聴取することができる。

## (議題)

第 8 条 総会の議題は、定款第 14 条に定められた事項及び地区協議会において決定した建議事項で総会に付議すべき事項として理事会が決定したものとする。

## (経費)

第 9 条 総会に要する経費は、本会の総会交付金をもってあてる。ただし、当該交付金を超える経費については、開催都市の負担とする。なお、議事録作成に要する経費は、本会の経常経費をもってあてる。

## (次期開催都市)

第 10 条 次期開催予定地区協議会は、総会開催までに、開催予定都市を決定するものとする。

## (展示)

第 11 条 総会の開催にあたっては、賛助会員の展示物、出品物、出品物と陳列、配布等に配慮するものとする。展示の方法等については、開催都市及び本会事務局が展示を希望する賛助会員と協議して定める。

## 附 則

この運営要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

この運営要綱の、一部改正は、昭和 55 年 3 月 31 日から施行する。

この運営要綱の、一部改正は、公益社団法人全国都市清掃会議の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

## 評議員会開催要綱

昭和 52 年 3 月 31 日 理事会決定

昭和 55 年 3 月 31 日 一部改正

平成 23 年 2 月 4 日 一部改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、定款第 37 条に定める評議員会の運営を円滑に図ることを目的とする。

### (開催)

第 2 条 評議員会の開催都市は、別表に定める順序に基づき、当該地区協議会において協議し、決定する。但し、特別の理由により、当該地区協議会以外の地区協議会が開催都市を決定する場合は総会開催要綱（平成 23 年 2 月 4 日理事会決定）第 2 条但書の規定を準用する。

### (議長)

第 3 条 評議員会の議長は、定款第 37 条の規定に基づき、出席した正会員の中から当該評議員会において選任する。

### (事務局)

第 4 条 評議員会の運営に関する事務は、その都度開催都市が本会事務局と協議して定める「組織及び活動方針」による。

### (期日及び日程)

第 5 条 評議員会の期日及び日程は、開催都市が定款第 37 条の規定を考慮し、本会事務局と協議して決定める。

### (会場)

第 6 条 評議員会の会場は、開催都市が決定する。

### (役員の出席)

第 7 条 本会役員（理事、監事）は、執行部として評議員会に出席する。

### (議題)

第 8 条 評議員会の議題は、定款第 37 条に基づき理事会が決定したものとする。

### (経費)

第 9 条 評議員会に要する経費は本会の評議員会交付金をもってあてる。ただし、当該交付金を超える経費については、開催都市の負担とする。

### (次期開催都市)

第 10 条 次期開催予定地区協議会は、評議員会開催までに開催予定都市を決定するものとする。

### (展示)

第 11 条 評議員会における会員の展示、出品については、総会開催要綱第 11 条の規定を準用する。

## 附 則

この運営要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

この運営要綱の、一部改正は、昭和 55 年 3 月 31 日から施行する。

この運営要綱の、一部改正は、公益社団法人全国都市清掃会議の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

## 別表（第2条）秋季評議員会開催地区協議会

	開 催 地 区	参 考	
1	北海道・東北地区協議会	昭和47年度	盛岡市
2	中国四国・九州地区協議会	〃48年度	長崎市
3	北陸・東海地区協議会	〃49年度	金沢市
4	近畿地区協議会	〃50年度	姫路市
5	関東地区協議会	〃51年度	千葉市
6	北海道・東北地区協議会	〃52年度	旭川市
7	中国四国・九州地区協議会	〃53年度	高知市
8	北陸・東海地区協議会	〃54年度	四日市市
9	近畿地区協議会	〃55年度	大津市
10	関東地区協議会	〃56年度	宇都宮市
11	北海道・東北地区協議会	〃57年度	秋田市
12	中国四国・九州地区協議会	〃58年度	鹿児島市
13	北陸・東海地区協議会	〃59年度	福井市
14	近畿地区協議会	〃60年度	京都市
15	関東地区協議会	〃61年度	宇都宮市
16	北海道・東北地区協議会	〃62年度	釧路市
17	中国四国・九州地区協議会	〃63年度	松山市
18	北陸・東海地区協議会	平成元年度	豊橋市
19	近畿地区協議会	平成2年度	和歌山市
20	関東地区協議会	平成3年度	大宮市
21	北海道・東北地区協議会	平成4年度	青森市
22	中国四国・九州地区協議会	平成5年度	宮崎市
23	北陸・東海地区協議会	平成6年度	長岡市
24	近畿地区協議会	平成7年度	奈良市
25	関東地区協議会	平成8年度	横浜市
26	北海道・東北地区協議会	平成9年度	函館市
27	中国四国・九州地区協議会	平成10年度	高松市
28	北陸・東海地区協議会	平成11年度	浜松市
29	近畿地区協議会	平成12年度	大津市
30	関東地区協議会	平成13年度	前橋市
31	北海道・東北地区協議会	平成14年度	仙台市
32	中国四国・九州地区協議会	平成15年度	大分市
33	北陸・東海地区協議会	平成16年度	金沢市
34	近畿地区協議会	平成17年度	和歌山市
35	関東地区協議会	平成18年度	水戸市
36	北海道・東北地区協議会	平成19年度	小樽市
37	中国四国・九州地区協議会	平成20年度	松江市
38	北陸・東海地区協議会	平成21年度	岐阜市
39	近畿地区協議会	平成22年度	堺市
40	関東地区協議会	平成23年度	甲府市
41	北海道・東北地区協議会	平成24年度	山形市
42	中国四国・九州地区協議会	平成25年度	北九州市
43	北陸・東海地区協議会	平成26年度	長岡市
44	近畿地区協議会	平成27年度	尼崎市
45	関東地区協議会	平成28年度	さいたま市
46	北海道・東北地区協議会	平成29年度	帯広市
47	中国四国・九州地区協議会	平成30年度	岡山市
48	北陸・東海地区協議会	令和元年度	四日市市
49	近畿地区協議会	令和2年度	京都府
50	関東地区協議会	令和3年度	